

# 平成29年9月甲良町議会定例会会議録

平成29年9月21日（木曜日）

## ◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 認定第1号 平成28年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第3 認定第2号 平成28年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第4 認定第3号 平成28年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第5 認定第4号 平成28年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第6 認定第5号 平成28年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第7 認定第6号 平成28年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第8 認定第7号 平成28年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第9 認定第8号 平成28年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 認定第9号 平成28年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について
- 第11 議案第29号 平成29年度甲良町一般会計補正予算（第3号）
- 第12 議案第30号 平成29年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第13 議案第31号 平成29年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第14 意見書第2号 核兵器禁止条約の署名、批准を求める意見書（案）
- 第15 議員派遣について
- 第16 委員会の閉会中における継続審査および調査について

## ◎会議に出席した議員（11名）

1番	岡田隆行	2番	田中章浩
3番	山田充	4番	山田裕康
5番	野瀬欣廣	6番	阪東佐智男
8番	木村修	9番	丸山恵二

10番 建部孝夫  
12番 西川誠一

11番 西澤伸明

◎会議に欠席した議員（1名）

7番 宮崎光一

◎会議に出席した説明員

町長 北川豊昭  
副町長 大橋久和  
総務課長 中川雅博  
税務課長兼  
教育次長 福原猛  
住民課長 村岸勉  
総務課参事 橋本浩美  
企画監理課長 宮川哲郎  
産業課長 北坂仁

教育長 橋本悟  
学校教育課長 大和高成  
社会教育課長 大野けい子  
保健福祉課長 米田志保子  
保健福祉課長 小林千春  
建設水道課長兼  
人権課長 中村康之  
会計管理者 西村克英

◎議場に出席した事務局職員

事務局長 陌間忍

書記 藤井千恵

(午前9時00分 開会)

○西川議長 ただいまの出席議員数は11人です。

議員定足数に達していますので、平成29年9月甲良町議会定例会第3日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、10番 建部議員、11番 西澤議員を指名します。

次に、日程第2 認定第1号から認定第9号までを一括議題とします。

各議案については、予算決算常任委員会に付託され、審査が行われまして、その報告書が提出されています。

これより、予算決算常任委員会の審査報告を求めます。

木村委員長。

○木村予算決算常任委員長 それでは、朗読をもって報告といたしたいと思えます。

甲良町議会議長 西川誠一様。

平成29年9月21日。

予算決算常任委員会委員長 木村修。

予算決算常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査結果。

本委員会に付託を受けた認定第1号から認定第9号 平成28年度甲良町水道会計歳入歳出決算並びに事業報告の9認定議案について慎重審議の結果、いずれも認定すべきものと決定しました。

2、審査経過。

認定第1号 平成28年度甲良町一般会計歳入歳出決算。

歳入の部。

28年度の法人町民税は、27年度に比べ1,794万7,000円減少しているが、町としての考えと分析はとの問いに、法人町民税については、前年度と同様、企業業績の低迷によるものと考えたとのことであった。

町税の不納欠損理由の最大要因である時効によるものの中身は把握しているのか、また、時効停止まで何らかの手を打っているのかとの問いに、時効によるものとは5年を経過したものであり、財産調査や納付折衝も行っていたが、分納には至らず、不納欠損処分となった。また、不納欠損が増えた理

由の1つとして、昨年度、5年経過した方もいるが、横領に関するものなのか不明だったため、昨年度は計上をやめ、今年度、不納欠損したことにより増額となったとのことであった。

学校給食費の現年度収納未済額70万7,000円となった要因は何かとの問いに、過年度と現年度の滞納者が同じであったため、過年度を優先に納めてもらったことにより、現年度が未納となったとのことであった。

土地取得会計繰入金について、当初見込み時から進捗状況はどの問いに、土地取得会計の土地については、順調に払い下げや売却が進んでいるが、主に面積の小さい土地が残っている状況であるとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

歳出の部。

総務管理費の弁護士業務委託97万8,928円の内容はどの問いに、公金横領事件に対応するための弁護士費用とのことであった。

徴税費のコンビニ収納交付等手数料24万4,375円の件数は何件かとの問いに、2,832件とのことであった。

老人福祉費の長寿祝い金93万円は何人分かとの問いに、88歳の方45人に1人1万円、99歳の方6人に1人3万円、100歳の方3人に1人10万円とのことであった。

後期高齢者医療健診業務で、75歳年齢到達者を対象とした健診受診率を現在の5割から7、8割にするにはどうすべきかとの問いに、対象者に対し、受診勧奨はがきや受診できる日程を複数回設けるようにし、受診率向上に努めたいとのことであった。

し尿合特や浄化槽合特への支援はいつまで行うかとの問いに、し尿合特については33年度、浄化槽合特については37年度まで支援が必要であり、5年後に見直しがあるとのことであった。

せせらぎの里管理費の消防施設設備整備工事39万3,228円の内容はどの問いに、旧給食センターを加工所として使用しているところの消防施設の整備とのことであった。

都市計画総務費の都市計画図修正業務委託442万2,800件の内容はどの問いに、町で作成している都市計画図には、2,500分の1と1万分の1があるが、20年当時の作成で現状と変わっている地域もあるので、新たに作成しているとのことであった。

東西放課後児童クラブの利用者が、夏休みには2倍以上あるが、指導者の確保はどうしているかとの問いに、利用者10人に1人の指導員が必要であり、早めに利用者の募集を行い、児童数を確定し、6月ごろに指導員を募集しているとのことであった。

I C T機器を活用した授業において、W i - F i環境が校内全域で整っていないとあるが改善策はとの問いに、校舎の影響等で電波の弱いところがあることや一度に多数の児童がアクセスすることによりつながりにくい環境になるので、ルーターの増設等の手段を協議し対応したいとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第2号 平成28年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算。

国保被保険者加入状況が平均となっているのはなぜかとの問いに、加入状況は月々の届けにより増減されるため、平均表記としたとのことであった。

30年度の国民健康保険広域化では、保険料額や免除制度を県単位で決定するのかとの問いに、改正法施行後5年をめどに、保険料水準の統一化を図ると県の運営方針では示されているが、基本的には保険料額や条例等は市町で決定するとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第3号 平成28年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算。

一般会計繰入金のうち、その他繰入金1億1,008万2,000円の内容はとの問いに、人件費や事務費等の基準外繰り入れとのことであった。

未接続世帯への個別訪問をしたとあるが内容は、また、空き家の対応はとの問いに、尼子と下之郷の未接続34件の訪問を行い、水洗化の啓発を行った。また、水洗化率については、住民基本台帳をもとに算定しているので、空き家についてはカウントしていないとのことであった。ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第4号 平成28年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算。

滞納額が多額であるが、元利償還のため、今までに一般会計からの繰入金の総額はとの問いに、28年度までに一般会計からの繰入金は8,734万7,385円で、一般会計への繰出金が915万9,687円であり、差し引き7,818万7,698円の繰入金があるとのことであった。

滞納額1億5,325万1,109円の内訳はとの問いに、滞納件数は60件であり、そのうち生活困窮28件、本人死亡16件、生活保護6件等が主な理由とのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第5号 平成28年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算。

28年度末の残地が、長寺は6カ所、呉竹は8カ所あるが、分譲できる土地はあるのかとの問いに、長寺については、隣地の方に払い下げをするような残地がほとんどであり、呉竹については分譲地として払い下げができる残地が2カ所ほどあるとのことであった。

ほかにも質疑や指摘があった。

認定第6号 平成28年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算。

特に質疑はなかった。

認定第7号 平成28年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算。

職員の時間外が144万6,924円と多いように思うが、要因はどの問いに、29年度から始まった日常生活支援総合事業準備による業務量増のため、時間外が増加したとのことであった。

介護保険料の収入未済額311万2,955円は何人分かとの問いに、55人とのことであった。

次期計画では保険料が上がるのかとの問いに、6期の実績と今後の介護サービス利用推移等をもとに、高齢者保健福祉審議会で決定されるが、現在の基準額6,000円よりは上がると思われるとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

認定第8号 平成28年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算。

特に質疑はなかった。

認定第9号 平成28年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告。

28年度の休栓および廃栓別の件数はどの問いに、休栓に38件、廃栓10件であり、休栓については維持管理料200円が月にかかり、廃栓によるメーター撤去の場合は加入金は返還しないとのことであった。

貸借対照表の貸倒引当金マイナス671万2,587円の内容はどの問いに、29年度の不納欠損に充当するための金額とのことであった。

有収率は86.04%であり、前年度より下がっている原因はどの問いに、管路からの漏水や消火栓、防火水槽の使用によるものが原因と考える。

また、有収率の分母となる配水量の数値に間違いがないかの確認も必要であるが、漏水調査で発見した3カ所を修繕し、29年度7月時点では86.58%に改善したとのことであった。

ほかにもいろいろな質疑や指摘があった。

以上。

○西川議長 以上で、予算決算常任委員長の審査報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対して、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

それでは、認定第1号 平成28年度甲良町一般会計歳入歳出決算について討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 認定第1号の反対討論を行います。

決算認定の審議は、各事業の評価とともに、町政運営の基本姿勢がどうだったのかについても吟味されなければならないと考えます。同時に、それを通じ、今年度以降の事業に教訓と反省点を当局が反映すべきものと考えます。その視点で概略を述べたいと思います。

町民が健康で安心して暮らせるために、各種の制度運用に現場では大変努力されていることを高く評価しています。ごく一部には、職員の勝手な判断で制度にはないことを町民に伝え、町民に困惑を招いているケースがあり、町政への不信の1つとなっていることに注意しなければなりません。給食サービスや外出支援など、町民に喜ばれ必要とされている事業は、創生期から比べ、値上げされていますが、この主の事業こそ値下げをし、格安で気軽に利用できるよう町政のかなめのところで決断が求められていると考えています。

現町政は、防災センターを町単独で庁舎東に建設すべく舵を切っていますが、昭和56年以降に建てられた民家の耐震化は遅延として進んでいません。総事業費7億円を超える施設は、公共施設等総合管理計画、今年この議会で示されましたが、この精神にもそぐわないもので、町民の防災よりも災害時の救援、復旧などの指令拠点になる色合いが濃いものであり、民家耐震化、災害弱者の救援体制の確立など、町民コミュニティーの構築などが後回しになってしまっていることを指摘せざるを得ません。

南部工業団地整備計画についても、町民合意もなく、人口減少対策の根拠もなく、また、隣接する西明寺さんの理解を得られず、また、地形上も幾つかの困難を抱え、その打開の見通しもないまま強行したことが今日、中間開発業者の名乗りもないまま、事業の方向転換を表明せざるを得ないところに追い込まれていると考えます。しかし、この計画には既に予算も人員も投入され続けてきました。その結果、私は他の事業、とりわけ暮らしや福祉、教育、子育てを充実させる予算を圧迫せざるを得ないと考えます。

貧困と無法が象徴的に示されているのが深刻で膨大な滞納額の累積であります。そのことが端的にこの膨大な滞納額に示されていると考えます。なお、10月には衆議院の解散総選挙が濃厚となり、その1週間後には我が町の町長選挙が戦われます。私どもはこの2つの選挙戦を通じて、国政では独裁を強め、権力の私物化、暮らしを壊し、憲法9条を改正して、自衛隊が海外で武力行使に参戦できる道を企む安倍政治を終わらせ、町政の刷新を図るべく、誰もが安心して暮らせる、誇りの持てる甲良町をめざし、さまざまな立場の方々と力を合わせて奮闘する所存であります。

よって、認定1号については認定できないことを表明させていただきます。  
以上です。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第1号を採決します。

委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席ください。

起立多数です。

よって、認定第1号は認定されました。

次に、認定第2号 平成28年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第2号を採決します。

委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、認定第2号は認定されました。

次に、認定第3号 平成28年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第3号を採決します。

委員長の報告は認定です。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、認定第3号は認定されました。

次に、認定第4号 平成28年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 認定第4号について討論を行います。

当初の事業趣旨の原点に立ち、町民誰もが納得できる同和対策特別事業の公正な後始末の姿勢に立てるかどうかが、まず鍵になると考えます。住環境の改善とともに、持ち家を促進して、地区住民の自立を促す目的が一部運動団体の言いなりで、行政の主体性を喪失してしまったことに主要な原因があることを見ておかなければなりません。同時に、借りたものを返すという当たり前の経済行為を履行させるという行政の指導責任が貫かれなければなりません。納付意思なし、事業関連による不服が4件、金額では1,100万円の滞納となっています。

もう一つは、滞納件数58件のうち、28件、48%で約5割が生活困窮によるとされています。これには条件変更の取り組みや資産調査などによる強制力の確保と同事業の町民的理解を得るための粘り強い説得が必要となります。これらの視点と取り組みが切実に求められているにもかかわらず、その方向で町長が踏み出したとは見受けられないのが残念です。

これらの理由から認定できないことを表明いたします。

以上です。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第4号を採決します。

委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、認定第4号は認定されました。

次に、認定第5号 平成28年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 認定第5号、賛成討論を行います。

払い下げに順次努力されていることを評価するものであります。この事業も同和対策事業が紆余曲折があっても、町民合意が得られる終了を迎えられるよう希望するものであります。全ての土地払い下げが完了されれば、会計上も否定的な評価とならないものと考えます。

現在残る端数地は、隣接者に優先するなど適切な方法で、また払い下げ資

格者を事業対象者という狭い枠内ではなく、町外も事業対象外にも枠を広げて資格とすることを改めて強調しておきたいと思います。

以上で、賛成討論とします。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第5号を採決します。

委員長の報告は認定です。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、認定第5号は認定されました。

次に、認定第6号 平成28年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第6号を採決します。

委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、認定第6号は認定されました。

次に、認定第7号 平成28年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 認定第7号、討論を行います。

介護の社会化を掲げながら、政府は国庫支出を減額し、国民に負担と自己責任を押しつけています。その上、要支援の軽度介護必要者を介護事業から外す狙いを強めており、もともと8割の高齢者が利用できない制度的欠陥も露呈しているもとで、また、介護事業者の経営難、ヘルパーさんなど従事者の労働条件、待遇改善は遅延として進んでいません。人手不足は深刻な状態が根本的に改善されないままです。

その上、介護保険料の負担が重過ぎるという町民の実感は、私たちが2015年から2016年にかけて行ったアンケートの中でも上位を占めていま

す。一義的には国の制度改悪に責任があるとはいえ、直接、町民に責任を負った町政が負担軽減の一步を踏み出すことが強く求められていると考えます。しかし、現場では難しい運営の中、尽力いただいていることを大いに評価をしています。現状を改善しようとするその姿勢がみじんにも見られません。町民の願いに立った改善に踏み出すことを強く求めて、この決算は認定できないことを表明させていただきます。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第7号を採決します。

委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、認定第7号は認定されました。

次に、認定第8号 平成28年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について、討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 この制度については、制度的欠陥を指摘せざるを得ません。高齢者、病気にかかる率の多い国民をひとまとめにして医療の制度にする。医療を手厚くしようと思えば思うほど、保険料が高くなるという仕組みになっています。同時に、そのことを回避するためか、医療制度そのものも75歳以上の医療制度自体が非常に手薄くなっています。重症になる率も高く、そういう点でもこの制度の深刻さを示しています。そういう点では、その中に入っているという点では賛成できないことを表明させていただきます。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第8号を採決します。

委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、認定第8号は認定されました。

次に、認定第9号 平成28年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告について、討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 賛成討論です。討論あたって、私の意見を述べておきたいと思えます。水道事業は町民の命と健康を守る重要な事業の1つです。この水道事業会計でも、使用料の滞納額の状況から何を受け取るかが重要ではないでしょうか。水道料金の滞納には給水停止処分を断固として行使すべきとの意見もありますが、私は給水停止ありきに直行するのではなく、滞納が始まったらそれは何らかのシグナルとして原因を確認することからすぐさま開始し、真の原因を突きとめ、原因に応じた対応、相談、対策を講じなければならぬと考えます。

元町民の方であります、今はあることから町外に転出をされていますが、当時、事業に行き詰まり、ご家族の不幸とも重なり、また、水道水を盗まれたことの疑いなどから、多額の滞納累積となってしまったそうです。しかし、保護を受けるような苦しいときも、自立したとはいえ、少ない所得の中からも分納誓約どおりの支払いを数年以上続けておられます。

そこで、町が実行すべき基本は水道料金の基本区切りを現在の10立米から、5立米とすれば多くの家庭が10立米以下で使っていない料金を払わねばならない仕組みを根本から改善することができます。

2つ目には、事後課税となっている消費税を水道料金に上乗せしないことです。

3つ目には、有収率を押し下げている要因を一つ一つ改善、克服すること。その中には、やむを得ない場合だけではなく、不正取水もあり得ることを視野に入れ、行政としては警戒をして、そこに臨むことが重要です。

4つ目に、滞納世帯には実情を複数職員がつかみ、必要に応じ、他課とも連携をして、自立した生活を取り戻す指導を行うことがとりわけ重要だと考えます。ほとんどの町民は、行政が町民の暮らしに寄り添って、ともに考えてくれることを何よりも切望しています。

賛成するにあたって、以上、4点の改善点を強く求めて討論を終わります。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、認定第9号を採決します。

委員長の報告は認定です。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、認定第9号は認定されました。

次に、日程第11 議案第29号 平成29年度甲良町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 私は、部分、部分を評価しながら、全体として甲良町での根本問題である人口減少、格差と貧困の拡大に正面から対応する施策がありません。その意欲が見られません。例えば、この補正予算は12月、年末を迎えます。寒い時期を迎えます。そういう点では、以前ありました灯油の補助制度、これも盛り込んで、貧困な家庭、高齢者の家庭を少しでも支援する、そういう立場を示すべきでありますし、そのことを求めて私は反対討論とします。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第29号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第29号は可決されました。

次に、日程第12 議案第30号 平成29年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 当初予算では反対をしています。その理由は、国が国庫支出を減らす中、どんどんと保険料が上がっています。県下の比較で見ますと、滋賀県の中では下から2番目、つまり、高い順番からしたから2番目となっています。しかし、それぞれの町民のレベル、生活で見ますと、滞納額に見られるように、依然として滞納額が累積をしています。そういう点で、手当てが必要です。そのことは本会計の当初予算のところでも述べていますので、補正予算という範囲内で賛成討論とします。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第30号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第30号は可決されました。

次に、日程第13 議案第31号 平成29年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

11番 西澤議員。

○西澤議員 補正予算という枠組みなのですが、町民のこれからの年末年始、出費がかさむ折りのところで言いますと、やはり、引き下げのメッセージを送るべきだと私は考えます。町民の願いがとりわけ強い課題でもあります。年の瀬を迎える中、労働者の暮らし、中小零細事業者の苦しい現実が増すことも予想されることから、保険料の引き下げに、この時期に踏み出すべきだと考えます。そのことを強く求めて、それが盛り込まれていないというのを指摘させていただいて、補正予算には反対とさせていただきます。

○西川議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第31号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第31号は可決されました。

次に、日程第14 意見書第2号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 意見書第2号 核兵器禁止条約の署名、批准を求める意見書(案)。

上記の議案を地方自治法第112条および会議規則第14条の規定により提出します。

平成29年9月21日。

甲良町議会議長様。

提出者 甲良町議会議員、西澤議員。

賛成者 甲良町議会議員、山田裕康議員。同じく山田充議員、同じく岡田議員。

○西川議長 本案については、西澤議員から提案説明を求めます。

西澤議員。

○西澤議員 今日、朝7時のニュースでも2番目にこの核兵器禁止条約の署名が始まったことを伝えておりました。既に50カ国が署名したとも報道され、必要な50カ国に達した後、この条約が発効する。世界各国はこの条約の発効を早く求めているというのが流れとしてよくわかりました。90日後にこの条約が発効する仕組みであります。これから述べる意見書は、日本政府がぜひとも署名、批准するようというのを求めた意見書になっていますので、皆さんの賛同を最初をお願いして、朗読をさせていただきます。

核兵器禁止条約の署名、批准を求める意見書（案）。

今年7月7日、国連会議で核兵器禁止条約が122カ国（国連加盟国の3分の2）の賛成で採択された。核兵器禁止条約は、その全文に「被爆者の苦難を心にとめる」と盛り込み、加盟国に核兵器の開発、保有、実験、使用だけでなく、核兵器による威嚇行為も禁じ、さらに現在の核保有国が条約に参加し、段階的に禁止へ向かうことのできる道も開かれており、人類史上初めて核兵器を違法化する画期的な内容である。速やかな核兵器廃絶を願い、核兵器を禁止し、廃絶する条約を全ての国に求める被爆者国際署名には、日本の828町村の首長が賛同している。世界の7,439都市が加盟する平和首長会議も、核兵器禁止条約の締結を求め、取り組みを進めている。

今年の長崎平和宣言にあるとおり、安全保障上、核兵器が必要だと言いつける限り、核の脅威はなくなる。核兵器禁止条約が国連で採択された今、改めて核兵器と人類は共存できない真理を肝に銘じ、核兵器のない世界に向け、邁進しなければならない。政府は今こそ、核兵器の悲惨な体験を持った唯一の戦争被爆国である日本が、条約締結の先頭に立つべきである。

よって、国に以下の事項を実施するよう強く要望する。

記。

1、唯一の戦争被爆国として、核兵器禁止条約を一日も早く署名、批准すること。

2、それまでの間はオブザーバーとして締約国会議および検討会議に参加すること。

以上。

地方自治体第99条の規定により、意見書を提出する。  
宛先は、内閣総理大臣および衆議院議長、参議院議長です。  
平成29年9月21日。

甲良町議会議長 西川誠一さんとなっています。

そこで、若干の説明を加えさせていただきます。先ほども言いましたが、50カ国が署名をすれば、条約が90日を経た後、発効します。日本では、被爆者の11団体が、この9月13日に外務省を訪れて、政府に対して核兵器禁止条約の署名、批准を求めました。政府は、その従来の方針を変えず、批准はしないということを伝えたようであります。

こうした中で、それぞれの議会が意見書を論議して、採択に向けて努力をしている最中だと私も考えます。そういう点では、さまざまな意見があると思います。中には、北朝鮮がああいう横暴なことをやる、そして、その威嚇をもとにしてアメリカとの交渉を引き出す、こういう卑劣な行為に出ているときに、世界が核兵器を引っ込めていいのかという意見もあるのは事実だと思います。しかし、アメリカ、またほかの核保有国もありますが、これは安全に持っているけれども、北朝鮮はだめだというのは全く理論が通らないわけです。世界は今、どの国も核兵器をなくそうと、禁止をしよう。そして、その後、廃絶の手続、つまり、核兵器を無害化する化学的な手続に入る必要があります。その前に、国際的に法律によって禁止をする。ここにありますように、開発、保有、実験、使用、そしてそれをもとにした威嚇もやめておけという条約が制定されたことは、私は大変喜ばしいと思っています。それぞれの立場やそれぞれのお考えがあるかと思いますが、甲良町からこの核兵器禁止条約を署名するよという声上がることを切にお願いいたしまして、意見書の提案説明とさせていただきます。どうぞ、よろしく願います。

○西川議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○西川議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、意見書第2号を採決します。

お諮りします。本意見書を関係機関に提出することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○西川議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、意見書第2号は可決されました。

次に、日程第15 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、お手元に配布している文書のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○西川議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

次に、日程第16 委員会の閉会中における継続審査および調査についてを議題とします。会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配布している文書のとおり、閉会中における継続審査および調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○西川議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

最後に、町長の挨拶があります。

町長。

○北川町長 閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

今月4日に全協、5日開会の9月決算議会、非常に長期にわたりまして、議員の皆さん、大変ご苦労さまでございました。この9月議会に提案をさせていただきました報告3件ならびに承認1件、認定が9件、議案が5件、諮問が2件、同意1件、計21件の提案させていただきました議案に対して、全てご承認をいただきました。大変ありがとうございました。

ぱっと頭がよみがえると、去年の決算議会では、一般会計の決算の採決において、議会選出の監査委員が採決に退席するというハプニングもございましたが、今年は全てご理解をいただけて、皆さんの賛同を得られたということで、昨年度、28年度、執行させていただいた予算については、町民の付託に応えるべき予算としてしっかりと執行させていただいたということをお認めいただいたという思いでおります。大変感謝を申し上げたいと思います。

少し話が変わりますが、9月19日、例の小島の公判が開催されました。7月11日、8月15日、9月19日と、これで公判が3回開催されました。1回目のときには、事業者が納税された金額の着服を本人が認める、あるいは8月15日には、町内の方の納税された金額を全て認める、あるいは9月

19日は、3件目の横領を全て認めるというようなことで、全ての3件の起訴について、全面的に認め、弁護士もそれを認めるというようなことになりました。当初の予定では、3回の小出しの起訴で終わるのではないかなと思っておりましたが、終わりがけに追加起訴というようなことも申されて、まだどの程度の被害額、確定額に対しての起訴があるのかなというようなことを考えておりました。

そういう意味で、来月にまた公判がありますが、4回目の起訴の内容を、今日、追加起訴ということで新聞でも発表されました。2014年、平成25年11月から2015年12月、平成26年、税金350万を86回にわたって着服したとしての追加起訴というようなことをございまして、検察側は総額約600万ぐらいを着服したということの裏づけを確定したというようなことでの今回の350万と追加の起訴というようなことでもあります。トータル金額については、被害額が今現在も調査中ですので、詳しいことはもう少し先になると思いますが、近い期間の中で最終的には被害額も確定していく作業を今、進めているというようなことでもあります。今、税務課の職員が一生懸命頑張っております。

以前に何回か皆さんにお話をさせていただきました。税務課の体制の中で前年度、平成28年度、毎年4月1日の人事異動、新年度の人事異動については、大体1週間前に内示をします。その内示をした中で、元税務課の中川参事と上田賢悟主査が内示を出した次の日から休んだというようなことを私は皆さんに言ったと思うんですが、これは大変な間違いで、大変申しわけいなと、私の勘違いでありまして、3月24日は金曜日にして、翌日の土曜日、日曜日と連休があります。内示を出した次の日、土曜日に朝から中川参事と上田主査は税務課に来て、机の整理を全部やりました。そして、必要な書類を残して、自分の私物は全部引き上げて持って帰ったというようなことでもあります。そして、日曜日は休み、月曜日の朝、2人は出勤をしましたが、2時間か2時間半仕事をして、それ以降、2人は休んで、そのまま病院に行ったというようなことで、それ以降、休んでいるというのが現段階なんです。今日も2カ月に一遍、診断書が出て、長期休暇というようなことでもあります。ちまたのうわさでは、2人のうち、誰か知らないですが、いつまで休んでんねやという話を誰かがしたらしくて、今の町長は嫌いやから休んどるといったようなことを言ったというような話もうわさで出ておりましたが、民間企業であれば、社長が気に入らなくて休むなんていうことになれば即解雇というようなことにつながるのではないかと。そこが、公務員は守られているとか、少し我々もそういう部分はしっかりとせないかなというように、改めて反省もしております。

特に、私も就任以来、各課の若い職員さんとは常にコミュニケーションをとって、懇談会を開いて、意見交換をするというようなことをずっとやってきました。若い人の意見をいろいろ聞くのはいいことだし、悩み事があったら、それも何らかの形で手助けができないかということで、職員が安心して職場で頑張れる、そういう体制、環境づくりは非常に大事なかなと思っておりましたが、そんな中で中間職や管理職にもそういうことをしなかった分が、私は今回、非常に気がとがめておまして、その結果、一番大事な着服の時期に、管理職と中間職のベテランの2人を休職あるいは自己都合退職というんですか、病気による退職というようなことで守れなかったというようなことでもあります。これは、私も直接、管理職といいますか、着服のそういうチームの中のメンバーとして、いろいろ対策を立てる話の中や、あるいはそれ以外の場所でも同じ職場の同僚が、特に厳しい、行き過ぎた発言や行動や、あるいは態度を起こしたことが、退職になってしまった。ただ、少し救われるのは、そんな中でも毅然とした態度で対処して、頑張ってくれた税務課の職員や会計室の職員が頑張ってくれたおかげで、今も一生懸命頑張っているし、そのことによって今現在、着服の方も随分と進展をしているというようなことでもありますし、税務課の課長以下、本当に満身創痍で被害額の確定に向けて必死になって取り組んでいる、そういう姿を私は見させていただいておりますので、早い時期に着服額の決定に向けた結論を出せるようにしていけるのではないかなど。最終的には、監査委員さんの判断によりまして決定をさせていただくというようなことにもなりますので、もう少し時間の猶予をいただきたいと思えます。

終わりに、9月、10月、11月、非常に沢山のいろんなイベント、行事がございます。議員の皆さんにおかれましても、それぞれの立場でそうした行事等に積極的にご参加もいただけることをお願い申し上げ、そして、少しずつ気温も下がってまいりました。それぞれお体をご自愛いただいて、頑張っただけのことを申し添えまして、閉会にあたりましての挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○西川議長 これをもって、平成29年9月甲良町議会定例会を閉会します。  
ご苦労さまでした。

(午前10時00分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 西 川 誠 一

署 名 議 員 建 部 孝 夫

署 名 議 員 西 澤 伸 明